

熊本市公民館条例の一部改正について

熊本市公民館条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市公民館条例の一部を改正する条例

熊本市公民館条例（昭和43年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「及び別表第2」を「から別表第3まで」に改め、同条第2項中「前項の」を「別表第1及び別表第2に定める」に改める。

第10条を第17条とし、第9条の次に次の7条を加える。

（指定管理者による管理）

第10条 公民館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて本市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

（指定管理者の指定の手續）

第11条 前条の規定による指定を受けようとするものは、公民館の事業計画書その他教育委員会規則で定める書類を添えて、当該指定について教育委員会に申請しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請があつたときは、申請があつたものの中から、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 公民館の運営が、住民の平等利用を確保することができるものであること。
- (2) その事業計画書の内容が、公民館の効用を最大限に発揮させるとともにその管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

- (3) その事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有していること。
- (4) 公民館の事業についての十分な専門的知識を持つ人材を有していると認められること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が定める基準  
(指定管理者が行う管理の基準)

第12条 指定管理者は、この条例に定めるもののほか、法令、この条例に基づく教育委員会規則その他教育委員会が定めるところに従い、公民館の管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第13条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 公民館の使用の許可及びその取消し並びに使用の停止の命令に関する業務
- (2) 公民館の事業の実施に関する業務
- (3) 公民館の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公民館の管理運営上教育委員会が必要と認める業務

(協定の締結)

第14条 指定管理者の指定を受けるものは、市と公民館の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定に定める事項は、別に定める。

(指定の取消し等に係る損害賠償)

第15条 教育委員会が指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わない。

(秘密保持義務等)

第16条 指定管理者及び指定管理者の行う事務に従事している者又は従事していた者は、熊本市個人情報保護条例(平成13年条例第43号)第12条の2に規定するところにより個人情報を適切に管理するほか、公民館の管理に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

別表第1(1)会議室、料理実習室及びホール使用料の表備考に次のように加える。

3 教育委員会が特に認める場合で、午前8時から午前9時までの間における熊

本市富含公民館、熊本市城南公民館又は熊本市植木公民館の各施設の使用料は、当該施設の午前の使用時間区分の1時間当たりの使用料に相当する額とする。この場合において、当該使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

別表第1に次のように加える。

(4) トレーニング室及びロッカー使用料

施設名	使用者区分	単位	使用料
トレーニング室	60歳未満の者	1人2時間につき	300円
	60歳以上の者	1人2時間につき	100円
ロッカー	全ての者	1箱1回につき	50円

備考

- 1 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。
- 2 トレーニング室の使用時間が2時間を超える場合の使用料は、2時間を超える1時間につき、この表に定める使用料の2分の1に相当する額を加算した額とする。この場合において、使用時間に1時間に満たない端数があるときは、当該端数は、1時間とみなす。

別表第2備考に次のように加える。

- 3 教育委員会が特に認める場合で、午前8時から午前9時までの間における熊本市富含公民館、熊本市城南公民館又は熊本市植木公民館の各施設の使用料は、当該施設の午前の使用時間区分の1時間当たりの使用料に相当する額とする。この場合において、当該使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

別表に次の1表を加える。

別表第3（第5条関係）

(1) 熊本市中央公民館駐車場

区分	使用料（1台当たり）	
	駐車を開始した時から1時間以内	駐車を開始した時から1時間を超え1時

		間までごとに
午前 8 時から午後 1 0 時まで	4 0 0 円	1 5 0 円
午後 1 0 時から翌日午前 8 時まで	2 0 0 円	1 0 0 円

備考

- この表に定める使用料が生じ、又はその加算が生じた時から次の加算が生じる時までの 1 時間（以下「単位時間」という。）が、午前 8 時から午後 1 0 時までの区分と午後 1 0 時から翌日午前 8 時までの区分（以下「深夜区分」という。）の両方に含まれる場合における当該単位時間に係る使用料は、当該単位時間が始まった時刻に対応する区分の使用料により算定するものとする。
- 教育委員会規則で定めるところにより用務先の確認を受けた場合は、この表の規定にかかわらず、駐車を開始した時から 2 時間までの使用料は、無料とする。
- 一の深夜区分における使用料の額を算定する場合において、当該算定された額が 5 0 0 円を超えるときは、当該一の深夜区分における使用料の額は、5 0 0 円とする。

(2) 熊本市中央公民館自転車駐車場

区分	使用料（1 台当たり）
自転車	6 時間までごとに 1 0 0 円
原動機付自転車	4 時間までごとに 1 0 0 円

備考 教育委員会規則で定めるところにより用務先の確認を受けた場合は、この表の規定にかかわらず、自転車にあつては駐車を開始した時から 6 時間まで、原動機付自転車にあつては駐車を開始した時から 4 時間までの使用料は、無料とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 5 条の改正規定、別表第 1 に次のように加える改正規定及び別表に 1 表を加える改正規定は、規則で定める日から施行する。

（提出理由）

公民館に指定管理者制度の導入をするとともに、中央公民館の新たな施設の使用

料を定める等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。